

7月20日(日)は

— 投票時間 —
午前7時から午後6時まで

第27回

参議院議員通常選挙の投票日です

選挙は、私たちが政治に参加するための手段の一つです。大切な自分の一票をむだにすることなく、かならず投票しましょう。

令和7年7月2日が選挙人名簿への登録基準日です。

住所要件…令和7年4月2日までに転入の届出をし、引き続き
3か月以上町内に住んでいる方

年齢要件…平成19年7月21日までに生まれた方

※令和7年3月19日以前に転出した方は選挙人名簿から抹消されています。

投票所入場券（ハガキ）をお送りします

投票所入場券がご自身のものか確認し、投票所へご持参ください。

なお、上記に該当して入場券が届いていない場合でも、期日前投票や選挙当日に投票所で投票することができます。

◆ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。

期日前投票(投票日以外の投票)をされる方は、ハガキ裏面に氏名などの必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。

◆ご自宅で記入することにより、投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

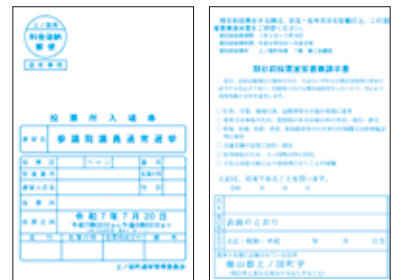
期日前投票

仕事や旅行などの都合で選挙日に投票できない方は、事前に投票できます。

★投票できる期間…7月4日(金)～7月19日(土)

★投票できる時間…午前8時30分～午後8時

★投票できる場所…上ノ国町役場 1階 第二会議室



不在者投票

出稼ぎや入院などで町内の投票所で投票できない方は、不在者投票をご活用ください。

- ① 出稼ぎや長期出張の方 ……上ノ国町選挙管理委員会に申請すると、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。郵便にかかる日数を考慮し、早めに申請してください。
- ② 老人ホームや病院に入所・入院されている方 ……不在者投票の指定施設であれば投票できます。詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。
- ③ 郵便による不在者投票 ……身体に重度の障害などがあり一定の要件を満たす方で、投票日に投票所に行けない方は、自宅で投票できます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

注意！！

※ 石崎地区および小砂子地区にお住まいの方へ ※
※ 投票所変更のお知らせ ※投票環境改善（近年の異常気象に伴う熱中症対策）のため
令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙から投票所を次のとおり変更します。

投票区	旧投票所	新投票所
第10投票区	旧早川小学校	上ノ国町役場 石崎出張所 ※旧石崎歯科診療所
第11投票区	小砂子へき地保健福祉館	小砂子地区集会施設 ※旧小砂子小学校

問い合わせ先 上ノ国町選挙管理委員会 ☎0139-55-2311 内線285・286